

【第 1 問】

X 株式会社（以下、「X 社」という）に勤務する A さん（48 歳）は、妻 B さん（47 歳）および長男 C さん（19 歳）との 3 人暮らしである。A さんは、65 歳の定年まで X 社で働くつもりであり、今後の資金計画を検討するなかで、老後の生活資金等の準備をしておきたいと考えるようになった。また、長男 C さんが 2024 年 12 月に 20 歳となるため、国民年金の学生納付特例制度について確認しておきたいと考えている。

そこで、A さんは、ファイナンシャル・プランナーの M さんに相談することにした。

〈A さんとその家族に関する資料〉

（1）A さん（1976 年 7 月 3 日生まれ・48 歳・会社員）

- ・ 公的年金加入歴：下図のとおり（65 歳までの見込みを含む）
- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。
- ・ X 社が実施している確定給付企業年金の加入者である。

20 歳	22 歳	65 歳
国民年金	厚生年金保険	
保険料未納期間 (33 月)	被保険者期間 (48 月)	被保険者期間 (459 月)
	(2003 年 3 月以前の 平均標準報酬月額 30 万円)	(2003 年 4 月以後の 平均標準報酬額 48 万円)

（2）妻 B さん（1977 年 6 月 21 日生まれ・47 歳・パートタイマー）

- ・ 公的年金加入歴：20 歳から 22 歳までの大学生であった期間（34 月）は国民年金の第 1 号被保険者として保険料を納付し、22 歳からの 4 年間（48 月）は厚生年金保険に加入。その後は、国民年金に第 3 号被保険者として加入している。
- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

（3）長男 C さん（2004 年 12 月 4 日生まれ・19 歳・大学生）

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※妻 B さんおよび長男 C さんは、現在および将来においても、A さんと同居し、A さんと生計維持関係にあるものとする。

※家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Aさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額（2024年度価額）を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、計算にあたっては、《設例》の〈Aさんとその家族に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

1. 老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）（①）円
2. 老齢厚生年金の年金額
 - （1）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）（②）円
 - （2）経過的加算額（円未満四捨五入）（③）円
 - （3）基本年金額（上記「（1）＋（2）」の額）□□□円
 - （4）加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）
 - （5）老齢厚生年金の年金額（④）円

〈資料〉

○老齢基礎年金の計算式（4分の1免除月数、4分の3免除月数は省略）

$$816,000円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝㉑＋㉒

㉑ 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times 2003年3月以前の被保険者期間の月数$$

㉒ 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{5.481}{1,000} \times 2003年4月以後の被保険者期間の月数$$

ii) 経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,701円×被保険者期間の月数

$$- 816,000円 \times \frac{1961年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}{480}$$

iii) 加給年金額＝408,100円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

解答**老齢基礎年金**

$$816,000 \times \frac{480 - \text{未納期間 } 33}{480} = \textcircled{1} 759,900 \text{ (円)}$$

報酬比例部分

20 歳

22 歳

65 歳

国民年金	厚生年金保険	
保険料未納期間 (33 月)	被保険者期間 (48 月)	被保険者期間 (459 月)
	(2003 年 3 月以前の 平均標準報酬月額 30 万円)	(2003 年 4 月以後の 平均標準報酬額 48 万円)

$$30 \text{ 万円} \times \frac{7.125}{1,000} \times 48 \text{ 月} = 102,600$$

$$48 \text{ 万円} \times \frac{5.481}{1,000} \times 459 \text{ 月} = 1,207,573.92$$

$$\text{合 計 } 1,310,173.92 \text{ 円} \rightarrow \textcircled{2} 1,310,174 \text{ (円)}$$

経過的加算

被保険者期間が 48 月 + 459 月 = 507 月で上限 480 月を超えるので

$$\text{経過的加算} = 1,701 \times 480 - 816,000 \times \frac{480 - 33}{480} = \textcircled{3} 56,580 \text{ (円)}$$

加給年金

妻 Bさんは Aさんよりも年下で、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるので、加給年金の支給対象となる。

老齢厚生年金の年金額

基礎年金以外の合計なので

報酬比例部分 1,310,174 円

経過的加算 56,580 円

加給年金 408,100 円

合計 ④1,774,854 円

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、老後の年金収入を増やす方法として確定拠出年金の個人型年金（以下、「個人型年金」という）について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- I 「個人型年金は、加入者の指図により掛金を運用し、その運用結果に基づく給付を受け取る制度です。個人型年金には、税制上の優遇措置が講じられており、支払った掛金は、その全額を所得税の（ ① ）として総所得金額等から控除することができます。また、老齢給付金を年金で受給する場合、当該給付金は雑所得として所得税の課税対象となり、雑所得の金額の計算上、当該給付金に係る収入金額から公的年金等控除額を控除することができます。なお、国民年金の第3号被保険者である妻Bさんは、個人型年金に加入することが（ ② ）」
- II 「個人型年金は、原則として、60歳になるまで資産を引き出すことができません。なお、60歳から老齢給付金を受給するためには、通算加入者等期間が（ ③ ）年以上必要となります」

〈語句群〉

イ. 5 ロ. 10 ハ. 15 ニ. 20 ホ. できます ヘ. できません
ト. 社会保険料控除 チ. 小規模企業共済等掛金控除 リ. 生命保険料控除

解答

- I 「・・・、支払った掛金は、その全額を所得税の（① **チ. 小規模企業共済等掛金控除**）として総所得金額等から控除することができます。
・・・なお、国民年金の第3号被保険者である妻Bさんは、個人型年金に加入することが（② **ホ. できます**）」
- II 「個人型年金は、原則として、60歳になるまで資産を引き出すことができません。なお、60歳から老齢給付金を受給するためには、通算加入者等期間が（③ **ロ. 10**）年以上必要となります」

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、国民年金の学生納付特例制度（以下、「本制度」という）について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「長男Cさんが、2024年12月以降の大学生である期間について本制度の適用を受けるためには、Aさんの前年所得が一定金額以下である必要があります」
- ② 「本制度の適用を受けた期間について国民年金保険料の追納がない場合、その期間は老齢基礎年金の受給資格期間には算入されません。本制度の適用を受けた期間に係る保険料について追納することができるのは、追納の承認を受けた月の前10年以内とされています」
- ③ 「長男Cさんが本制度の適用を受け、その後、本制度の適用を受けた期間に係る保険料をAさんが長男Cさんの代わりに支払った場合、その支払った保険料は、所得税において、Aさんの社会保険料控除の対象となります」

解答

- × ① 国民年金の学生納付特例制度に所得要件はない
- × ② 受給資格期間には算入される。基礎年金の受給額は少なくなる。
- ③